

第7章 計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と都市計画決定権者の見解

第1節 計画段階環境配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」（平成9年6月13日法律第81号）第三条の七の規定に基づく配慮書の案についての一般の環境の保全の見地からの意見として、望ましいルート帯案を検討する際に配慮すべきだと思う事項として、「生活環境等（市街地、大気質・騒音、史跡等）への影響が少ないこと」及び「自然環境（動物・植物等）への影響が少ないこと」の2項目について意見聴取を行い、「そう思う」、「ややそう思う」、「どちらともいえない」、「ややそう思わない」、「そう思わない」の5段階で回答していただきました（アンケート調査：令和6年6月13日～令和6年7月8日）。

その結果、重視すべきという意見（「そう思う」、「ややそう思う」）は、「生活環境等（市街地、大気質・騒音、史跡等）への影響が少ないこと」が86%、「自然環境（動物・植物等）への影響が少ないこと」が74%という結果でした。また、自由意見の中で環境に関する意見が多数寄せられ、その代表的な意見及び都市計画決定権者の見解は、表7-1-1に示すとおりです。

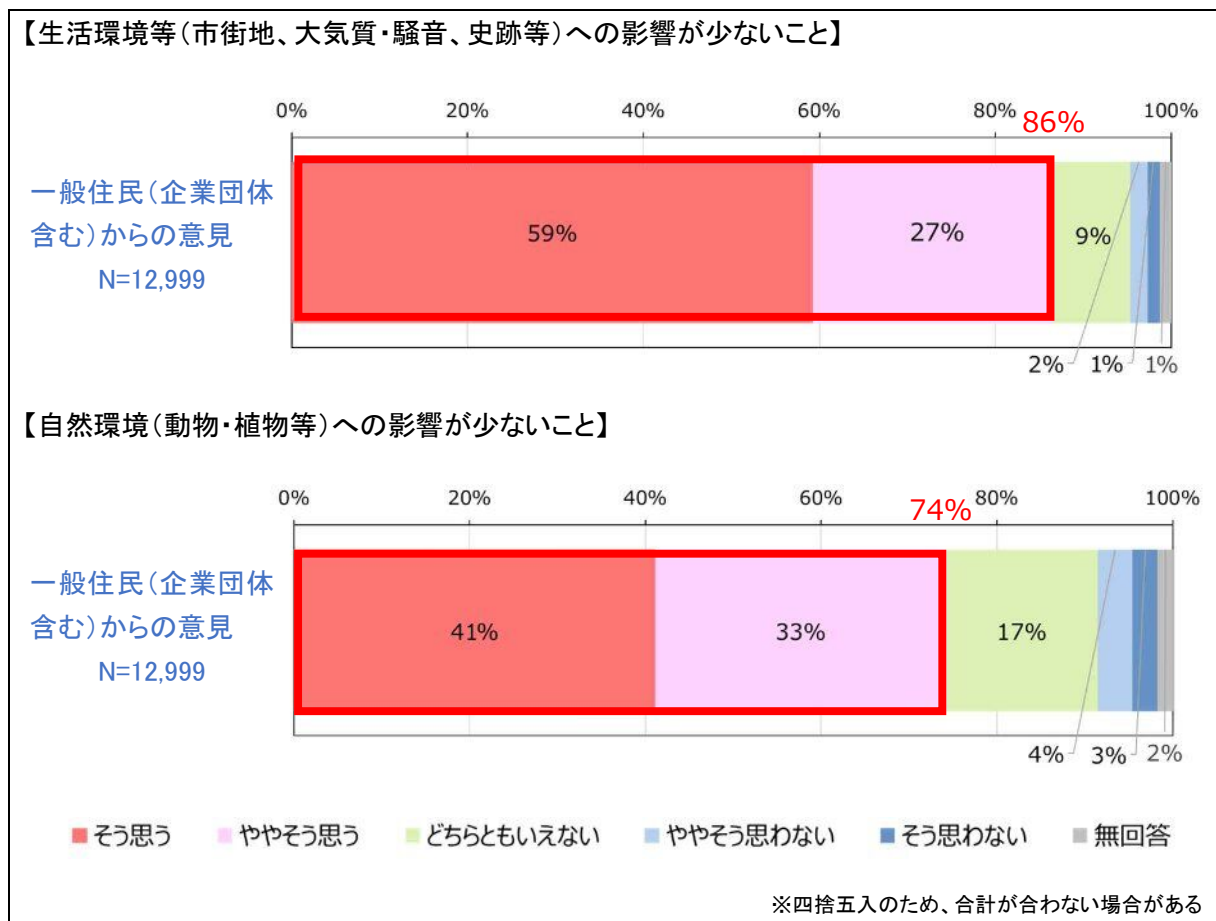


図7-1-1 一般住民（企業団体含む）から重視すべき意見の割合

表 7-1-1(1) 一般住民（企業団体含む）からの主な意見と都市計画決定権者の見解

項目	一般住民からの意見	都市計画決定権者の見解
環境全般	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少傾向にあつて、多額の費用を投資し、環境を破壊してまで道路建設の必要性は乏しい。 ・市街地に限らず沿岸部住民の環境や漁業への影響、瀬戸内海の景観、海側から見た市街地景観も含めて配慮が求められる。 ・環境に充分配慮しつつ安い早いと安直に決めず、先の事を考え耐久性のある構造のしっかりしたものを作って下さい。 ・住環境の悪化は望みません。自然環境の破壊も反対。 <p style="text-align: right;">他 6 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、環境面への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
生活環境 (大気質・騒音)	<ul style="list-style-type: none"> ・施工時のみならず、施工後も環状道路近辺の生活環境の悪化に対する配慮が必要。 ・工事中、完了後の騒音が小さいこと。 ・既成市街地（特に住宅地）に悪影響が及ばないよう、細心の注意が必要である。 ・建設時の交通影響だけでなく、騒音、振動など工事期間中の地元への配慮が必要である。 ・特に生活環境の悪化は避けたい。 ・住宅に対する配慮がぜひ必要だと思う。道路の騒音についても考慮してほしい。 ・騒音とか少ない方がいいと思う。 <p style="text-align: right;">他 18 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、大気質・騒音等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

表 7-1-1(2) 一般住民（企業団体含む）からの主な意見と都市計画決定権者の見解

項目	一般住民からの意見	都市計画決定権者の見解
<p>自然環境 (動植物・生態系)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県民、特に高松市民の愛する峰山の自然環境に大きな影響を与えてまで道路を作る必要はないと思う。 ・自然を大事にして、未来の高松市民が生活しやすい街になる。 ・街中で自然を残すことは大切なのでルート上の水田や公園をはじめ、自然環境が残るように配慮すべきだと思います。 ・峰山公園や古墳群のあるところに敢えて道路を通すことはないと思う。高松市中心部の自然や歴史を守ってほしい。 ・将来のことを考えて自然環境にやさしく、災害時の対応を見据えて取り組んでほしいと思う。 ・自然環境に最大限配慮して、緑を残して欲しいと思う。 ・自然環境に関しては過度な配慮は必要なく現行程度でよい。 <p style="text-align: right;">他 14 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、動物、植物、生態系への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。
<p>景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・玉藻城を含めた市街地の景観に配慮すべきである。 ・特に国立公園として、峰山近傍の古墳群・景観は守りたい。 ・周辺環境と調和する設計であること。 ・栗林公園・玉藻城・屋島周辺は高松市の歴史と文化の中心ですので景観を損なわない工夫と未来に残す取り組みをすべき。 ・利便性は大事だが景観などを大事にして都市のような無機質な質感にならないようにしてほしい。 ・市街地、田園地域それぞれの地域に溶け込む作りをしていただけると嬉しい。 ・瀬戸の都「高松」は景観が素敵な街。景観への配慮は慎重に考えたルート設計をすべきである。 ・海岸線の景観に配慮してほしい。 ・瀬戸の都高松のメインストリート中央通りの景観を損なわない事。 <p style="text-align: right;">他 36 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に向けては、本事業の目的を勘案しつつ、景観等への影響について、できる限り回避・低減するよう配慮します。 ・また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、最新の知見や専門家等の意見等を踏まえ、具体的なルート位置や道路構造を決定する段階で調査、予測、評価を行い、必要に応じて環境保全措置等の配慮を行います。

第2節 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

「環境影響評価法」(平成9年6月13日法律第81号)第三条の七の規定に基づき、配慮書について香川県知事、高松市長に意見聴取を実施しました。

配慮書についての環境の保全の見地からの香川県知事からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は表7-2-1に、高松市長からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は表7-2-2に示すとおりです。

表7-2-1(1) 計画段階環境配慮書についての香川県知事からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

項目	香川県知事からの意見	都市計画決定権者の見解	
全体的事項	(1)	<p>計画段階環境配慮書において設定された3つのルート帯案について、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)においては、環境への影響を回避又は極力低減するとともに、ルート帯を選定した経緯を詳細に記載すること。</p>	<p>ルート帯の選定にあたり、複数案の比較を行った結果、「A案 全線バイパス案」は、全ての政策目標の達成が見込まれるほか、意見聴取で重要との意見が多く寄せられた「渋滞緩和」「生活環境への影響が少ないこと」という点で優れていることから、「A案 全線バイパス案」を選定しました。</p> <p>なお、ルート帯を選定した経緯は、方法書第3章第3節に記載しました。</p>
	(2)	<p>今後、手続きを進めるに当たっては、地域住民及び関係機関等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。</p>	<p>今後、手続きを進めるに当たっては、地域住民及び関係機関等への情報提供や丁寧な説明に努めます。</p>
	(3)	<p>環境影響評価図書のインターネットによる公表に当たっては、広く環境の保全の見地からの意見を得られるよう、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表するよう努めること。</p>	<p>環境影響評価図書のインターネットによる公表に当たっては、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表するよう検討します。</p>
個別的事項	(1)大気環境について	<p>事業実施想定区域には、市街地等が存在しており、生活環境への影響が最小限となるよう事業の実施に伴う大気質、騒音及び振動による生活環境への影響に配慮した事業計画とし、適切な調査、予測及び評価の方法を検討すること。</p>	<p>今後の事業計画の検討に当たっては、事業の実施に伴う大気質、騒音及び振動による生活環境への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>

表 7-2-1 (2) 計画段階環境配慮書についての香川県知事からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

項目	香川県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
個別的 事項	(2) 水環境について 事業実施想定区域には、豊富な地下水が存在しており、事業の実施に伴う地下水質及び地下水量への影響に配慮した事業計画とし、必要に応じて、適切な調査、予測及び評価の方法を検討すること。	今後の事業計画の検討に当たっては、トンネル構造を採用する場合は、事業の実施に伴う地下水への影響に配慮します。また、必要に応じて、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。
	(3) 動物、植物及び生態系について 事業実施想定区域には、鳥獣保護区、保安林等が存在しており、事業の実施に伴う動物、植物及び生態系への影響に配慮した事業計画とし、適切な調査、予測及び評価の方法を検討すること。 鳥獣保護区及び保安林を可能な限り回避した事業計画を検討すること。	今後の事業計画の検討に当たっては、事業の実施に伴う動物、植物及び生態系への影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。 今後の事業計画の検討に当たっては、鳥獣保護区及び保安林への影響をできる限り回避又は低減するよう努めます。
	(4) 景観について 事業実施想定区域及びその周辺には、主要な眺望点、景観資源及び景観形成重点地区が分布しており、事業の実施に伴う景観への影響に配慮した事業計画とし、適切な調査、予測及び評価の方法を検討すること。 なお、日常生活の中の身近な景観についても考慮すること。	今後の事業計画の検討に当たっては、事業の実施に伴う景観への影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。 なお、日常生活の中の身近な景観についても考慮します。
	(5) 人と自然との触れ合いの活動の場について 事業実施想定区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布しており、事業の実施に伴う影響に配慮した事業計画とし、必要に応じて、適切な調査、予測及び評価の方法を検討すること。	今後の事業計画の検討に当たっては、事業の実施に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮します。 また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。

表 7-2-1 (3) 計画段階環境配慮書についての香川県知事からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

項目	香川県知事からの意見	都市計画決定権者の見解
その他	<p>方法書の作成に当たっては、専門性を備えた、分かりやすい図書となるよう詳細に記載すること。</p> <p>方法書について地域住民や関係機関等に対して説明を行う際には、文書や図、用語の使用等について工夫した資料や視覚的にイメージできる資料を活用するなど、分かりやすい説明に努めること。</p>	<p>方法書の作成に当たっては、専門性を備えた、分かりやすい図書となるよう配慮しました。</p> <p>方法書について地域住民や関係機関等に対して説明を行う際には、文書や図、用語の使用等について工夫した資料や視覚的にイメージできる資料を活用するなど、分かりやすい説明に努めます。</p>

表 7-2-2 計画段階環境配慮書についての高松市長からの意見とそれに対する都市計画決定権者の見解

番号	高松市長からの意見	都市計画決定権者の見解
1	<p>周辺住居等に対する騒音・振動による生活環境への影響について回避・低減に努め、環境基準を踏まえた生活環境の維持に努めること。</p>	<p>今後の事業計画の検討に当たっては、周辺住居等に対する騒音・振動による生活環境への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>
2	<p>バイパス整備における生活環境への影響が最小限となるよう、周辺の生活道路等への対策を含め、十分に調査を行うこと。</p>	
3	<p>マンションやオフィスビル等の中高層建築物が多い市街地においては、既存道路等の公共空間を十分に活用し、生活環境への影響を低減するよう検討を行うこと。</p>	<p>今後の事業計画の検討に当たっては、マンションやオフィスビル等の中高層建築物が多い市街地においては、生活環境への影響を低減するよう検討します。</p>